

公法判例研究

九州公法判例研究会

自立支援金の世帯主被災要件が公序良俗に反するとして
無効とされた例（被災者自立支援金訴訟控訴審判決）

大阪高裁平成一四年七月三日判決、平成一三年（ネ）一
九七九号、被災者自立支援金請求控訴事件、控訴棄却
（確定）、判時一八〇一号三八頁

山崎 栄一

【事実の概要】

控訴人（財団法人阪神・淡路大震災復興基金、以下「復興基金」と略す、原審では被告）は、平成一〇年五月二二日に制定された被災者生活再建支援法（以下「支援法」と略す）の附帯決議を踏まえ、それまでに実施されていた被災者支援制度である生活再建支援金制度（平成九年四月一日より実施）ならびに被災中高年恒久住宅自立支援制度

（平成九年二月一日より実施）の旧二制度を統合し、自立支援金制度を平成一〇年七月一日より実施した。復興基金は民法上の財団法人であるが、①設立者は兵庫県と神戸市であり、②主務官庁は兵庫県であり、③理事長と副理事長は、それぞれ兵庫県知事と神戸市長が職に就き、その他の理事も兵庫県と神戸市の職員であり、④基金の財産は兵庫県及び神戸市が出資（実質は地方交付税である）ならびに貸付けをし、⑤自立支援金制度の運用は被災市町に委託している。

被控訴人（萩原行夫さん（平成一三年六月四日に死去（享年六一歳））した後は妻である操さんが訴訟を継承、原審では原告）の妻の操さんは、震災でアパートが全壊し、のち一九九七年一月に被災者でない行夫さんと結婚した。行夫さん・操さんそれぞれを世帯主として自立支援金の支給申請をしたが、双方とも書類不備を理由として却下された。その際、行夫さん自身は、被災要件以外は、支給要件を満たしていた¹。今回の訴訟は、行夫さんを世帯主とした支給申請をめぐる訴訟である。

まず、行夫さんは、復興基金の業務受託者である神戸市に対し、支援金申請却下処分の取消を求める行政訴訟・国賠訴訟（神戸地裁平成一三年四月二五日判決、平成一一年

(行ウ) 三二号、被災者自立支援金申請却下処分取消等請求事件、判例集未掲載)を提訴した。しかし、行政訴訟において神戸市に被告適格がないことが判明したため、次いで、行夫さんは、復興基金に対し、民事訴訟(神戸地裁平成一三年四月二五日判決、平成一二年(ワ)五八七号、被災者自立支援金請求事件、判例集未掲載)を別訴で提訴した。

行政訴訟・国賠訴訟は、それぞれ却下・棄却された(民事訴訟に切り替えたものの、裁判そのものは継続し、判決に至っている)が、民事訴訟において、原告の請求が認容された^②。すなわち、自立支援金の支給が私法上の贈与契約であり、支給要綱にある世帯主被災要件が公序良俗違反で無効とされ、結果として贈与契約の成立が擬制されることとなった。被告(復興基金)は民事訴訟の判決に対し大阪高裁に控訴を行ったものである。

【判旨】 控訴人の控訴を棄却 原審を踏襲

1 阪神・淡路大震災復興基金ならびに自立支援金制度の性格

控訴人の主張・控訴人は、自立支援金の支給要件の設定について幅広い裁量を有しているから、世帯主被災要件は

憲法一四条一項の平等原則ないし公序良俗に違反する無効なものではない。仮に、世帯主被災要件が憲法一四条一項の平等原則ないし公序良俗に違反する無効なものであったとしても、直ちに被控訴人と控訴人との間で贈与契約が成立したものと擬制されるとすれば、控訴人の要件設定権限を侵害することとなって不当である。したがって、仮に世帯主構成要件が無効のものであるとしても、被控訴人と控訴人との間には、いまだ贈与契約は成立していないから、控訴人は、被控訴人に対し申請にかかる自立支援金を支給する義務はない。

「控訴人は、民法上の財団法人ではあっても、高度の公益目的を有する極めて公共性の強い法人で、法形式はともかく、実質的には地方公共団体に準ずる性質の法人であるといっても過言ではなく、また、本件自立支援金制度自体も、高度の公益目的を有するものであり、被災世帯に自立支援金を適正に支給すべきことを目的とする制度であるから、贈与契約の申込みの意思表示たる自立支援金の支給申請に対して、控訴人が承諾の意思表示をするか否かについて、私人として完全な自由を有しているということは到底できず、公平・平等な取扱いをすることが要求されるというべきである。したがって、例えば、全ての支給要件を満

たす者による自立支援金の支給申請を却下することが許されないのはもちろんのこと、合理的理由のない差別となる支給要件を実施要綱の中に規定することは、許されないといわなければならない。仮に、このような合理的理由のない差別となる支給要件が実施要綱に規定された場合には、当該条項それ自体は公序良俗に違反し、無効となるといべきである。」

「本件要綱において世帯主被災要件を定めたことが政策的、技術的要請に基づく裁量権を逸脱・濫用したものといえるかどうかは、結局のところ、世帯主被災要件が合理的理由のない差別となる支給要件であるかどうかに関わるものであるから、後に更に検討することとする。」

2 差別の存在について

(1) 世帯間差別について

「本件自立支援金制度は、大震災から三年半も経過した後に行われたため、その間に結婚や高齢の両親との同居等による世帯の変動があることは明らかであり、このような場合には、自立支援金を受けるための他の要件は他の世帯と同じように満たしているのに、平成一〇年七月一日の基準日において、被災者と非被災者とのどちらを世帯主と

して届けていたかにより、自立支援金の支給を受けられたり受けられなかったりする事態が生ずることとなるところ、これは世帯間差別に当たるといふべきである。」

(2) 男女間差別について

「一般に、結婚した男女が世帯を構成する場合、男性が住民票上の世帯主となることが圧倒的に多い。」

「このような社会的実態の下において、本件要綱の世帯対象の要件として、大震災から三年半も経過した平成一〇年七月一日の基準日を基準日として、世帯主被災要件を適用すると、次のとおり、自立支援金の支給において、女性を男性よりも事実上不利に取扱い結果となる。すなわち、例えば、①被災した男性が被災していない女性と婚姻し、新たな世帯を構成した場合、一般に男性が世帯主となることが多いことからすると、このような世帯は、他の要件を満たしている限り、自立支援金の支給を受けることができる蓋然性が高く、しかも、複数世帯として、単身世帯より多額の自立支援金の支給を受けることができることとなる。これに対し、②被災した女性が被災していない男性と婚姻し、新たな世帯を構成した場合（被控訴人と行夫のような場合）、一般に男性が世帯主となることが多いことからすると、このような世帯は、原則として自立支援金の

支給を全く受けることができなくなり、男女の相違という一事により、結果において多大の相違が生じることとなる。このような結果を来すことは、男女間差別に当たるといふべきである。」

3 差別の合理性について

(1) 支給要件該当の基準日等について

控訴人の主張・あくまでも旧二制度の延長線にある制度であり、過去に発生した大震災当時の世帯ではなく、仮設住宅等から恒久住宅移行後の世帯に自立支援金を支給する制度である。ゆえに、支給要件該当の基準日を制度創設時の平成一〇年七月一日に設定した。

「本件自立支援金制度の支援対象世帯は、…より広く大震災の被災者ないし被災世帯を対象にその自立生活の支援を図ることを趣旨としたものと理解される（…本件自立支援金制度においては、単に旧二制度を踏襲するだけでなく、支援法及びその附帯決議に沿った施策を構成すべきことが予定されていたということができる。）」

「基準日を平成一〇年七月一日とするのであれば、大震災後三年半の経過を考慮して、その間の変動を考慮すべきものであり、基準日を同日としつつ、単純に基準日について

て世帯主被災要件を設けることには合理性があるとはいえない。」「

(2) 自立生活再建の中心的立場にある者について

控訴人の主張・世帯主は、「自立生活再建の中心的立場にある者」であるがゆえに、世帯主被災要件は、被災が世帯に与えた影響の大小の判断基準になりうる。

「同一世帯に属する者全員の総所得金額の合計額が一定額以下という総所得金額の要件（本件要綱三条(3)号）を同じように満たす世帯において、世帯主自ら大震災に被災しているが、大震災後に同一世帯を構成するに至った他の世帯構成員は被災していない場合と、世帯主は被災していないが、大震災後に同一世帯を構成するに至った他の世帯構成員が被災している場合とで、生活再建を図る困難さにおいて、後者の場合のみ、本件自立支援金の受給資格を有していたはずの他の世帯構成員の受給資格を失わせることを合理的とするだけの差があると認めるとは困難である。」

(3) 世帯主の意義について

控訴人の主張・世帯主は、通常、「主として世帯の生計を維持する者」であるがゆえに、世帯の実態把握に役立つ世帯主被災要件は膨大な支給事務を行うにあたっての画一的な基準として必要であり、かつ合理性がある。

「住民票は、世帯構成員の届出に基づいて作成されるものであるところ、実際には、上記住民台帳事務処理要領の内容は、住民に周知されておらず、誰が世帯主となるかは構成員間の自由な意思に委ねられているのが実態である。住民票の世帯主が当該世帯の生計を主として維持している場合が多いといえることができるとしても、必ずしもそのような場合だけでは限られないのであるから、このような実態を前提とすると、世帯主被災要件に合理性があるということとはできない。」

「本件取扱要領第五は、基準日の平成一〇年七月一日以降に世帯主の変更等がある場合には、申立書を提出させて実質的な世帯主の審査することとされている。しかし、世帯主について実質審査が行われるのは、この場合だけでなく、基準日以前に結婚等により世帯の変動があった場合でも、基準日における世帯主が被災者であれば世帯主被災要件を満たすのであるから、不合理性が解消されるわけではない。」

4 結論

「したがって、本件自立支援金制度における世帯主被災要件は、公序良俗に違反した無効なものと解される。」

「当該無効な要件以外の支給要件を満たす者から自立支援金の支給申請がされた場合、控訴人は、当該無効な要件を充足していないことを理由として、自立支援金贈与契約の承諾の意思表示をしないことは信義則上許されないといわざるを得ず、たとえ控訴人が当該自立支援金の支給申請を却下したとしても、当該支給申請がされた後、それに対する応答をなし得る相当期間が経過した時期に、贈与契約の成立が信義則上擬制されると解するのが相当である。」

【評釈】 判旨に賛成

1 差別の存在・合理性の判断について

(1) 差別の存在について

大阪高裁は、差別の存在について、「世帯間差別」と「男女間差別」の二つを認定している（ただし、神戸地裁判決においては差別の存在に関してかような区別はなされていないかった）。

世帯間差別について、仮に、男女間差別が認定されなくても、世帯間差別の存在（世帯主が被災している世帯と被災していない世帯との差別）は否定できない事実である。

では、世帯間差別が憲法上、どのような評価を受けるのか。まずは、世帯間差別は憲法一四一条一項の後段の列举事由に

該当するの、である。世帯主を社会的身分として考えるという方途があり、学説如何では「社会的身分による差別」に該当しうる。^③ 他方、住民基本台帳法の「世帯主」規定の立法目的（必要性）が希薄であり、そもそも、世帯主を設定すること自体平等原則違反ではないのかという主張も見られている。^④ 世帯主概念は性差別に使われやすい概念であり、その存在意義を問い直す必要性がある。^⑤

男女間差別について、判旨に立ち戻ると、「一般に男性が世帯主となることが多いことからすると、…」という事実認識の下、世帯主被災要件が男女間差別にあたるとしている。このように、基準に該当する者の男女間比率の格差を根拠に男女間差別を認定する論法は、三陽物産女性差別事件（東京地裁平成六年六月一六日判決、判時一五〇二号三三頁）に見られる論法である。この判決は、「世帯主・非世帯主」の基準について「一般的には男子が住民票の世帯主になるというのが公知の事実である」とし、「被告は女子の大多数が非世帯主または独身の世帯主に該当するという社会的現状及び被告の従業員構成を認識しながら、世帯主・非世帯主の適用の結果生じる効果が女子に一方的に不利となることを容認して右基準を制定した」もので「女子であることを理由に賃金差別した」として労基法四条の

男女同一の賃金の原則に違反し、無効であるとしている。^⑥

本判決においては、①世帯主に該当する者の男女比率に偏りが見られた（判旨2(2)）、②世帯主被災要件の合理性が見られなかった（判旨3）、③世帯主に該当しないことによつて女性が不利益を被っている（判旨2(2)）、という判断がなされている。そこから、本判決では、世帯主という性中立概念を用いた間接差別が認定されたということができよう。^⑦

(2) 差別の合理性の判断について

判旨3では、復興基金がなぜ世帯主被災要件を採用したかについての合理性が審査された。

第一に、「支給要件該当の基準日等について」では、自立支援金制度の支給対象がそもそも狭きに過ぎることが明らかにされた。

第二に、「自立生活再建の中心的立場にある者について」では、世帯主概念が生活再建の困難さを図る基準としては合理性に欠けるということが明らかにされた。

第三に、「世帯主の意義について」では、世帯主概念が、円滑な制度運営のための基準たりうるかという点での評価がなされた。そこでは、実態把握のためのメルクマールとして世帯主概念を用いることには合理性がないことが明らか

判例研究

かにされた。かつ、復興基金の本件取扱要領第五を見ると、実態把握の方法がずさんであることが指摘された。すなわち、世帯主が本主に主たる生計維持者かどうかを実質的に判断するのは基準日の平成一〇年七月一日以降に世帯主変更した場合に限定されていて、そのため、基準日以前に世帯主変更あるいは世帯分離しておけば、制度上はフリーチェックで支給されたのである。⁸⁾

(3) 論証の慎重さ

大阪高裁の判決は、判旨2・3からして、差別の存在・差別的取扱いの合理性について念入りな審査をしたと思われる。引用した「判旨」部分には転載しなかったが、「仮に世帯主被災要件が常に公序良俗に反した無効なものであるとまでいい難いとしても、少なくとも、本件のように被災女性が結婚により世帯主でなくなった場合で、他の要件は満たしているような場合に世帯主被災要件を適用することとは公序良俗に反し、許されないというべきである。」という文言がある。今回の萩原さんのケースにおいては、大阪高裁がなんとしても復興基金を説得し上告を断念してもらうために、復興基金に対して一步遠慮しつつ、丁寧に復興基金の主張を退けていったのではないか。ただし、世帯主条項の存在そのものが合理性を有するかについては、支

援法も含め、今後の検討が必要であろう。

2 本判決の位置づけ

(1) 私人間効力論との関係

本判決が憲法学上どのような位置づけがなされるのかを考えてみる。まず、私人間効力の一事例として取り上げられる事例である。しかしながら、復興基金設立・運用形態を見てみると、純然な私人でないことは明らかである（というか、私的な要素が全く見られない）。したがって、復興基金はその設立事情・運用形態からして、私人間効力論の典型例としての「社会的権力」とはいい難い。本判決、私人間効力に関する「典型事例」ではなく、「特殊事例」として位置づけた方が無難である。しかし、私人による公益サービスの分配という場面においても、分配者と受益者との間に権力関係が生じうるということを想起させた点において画期的な事例であった。これについては、評釈3を参照されたい。

(2) 社会権との関係

社会福祉政策との関連で、男女平等原則の適用が問われることがあり、牧野訴訟第一審判決（東京地裁昭和四三年七月一五日判決、行裁例集一九卷七号一一九六頁）や堀木

訴訟第一審判決〔神戸地裁昭和四七年九月二〇日判決、行裁例集二三巻八〱九号七一頁〕では違憲判断がなされている。本件訴訟は法形式的には私法上の贈与契約をめぐるではあったが、実質的には兵庫家・神戸市による給付行政であり、社会権関連の裁判に対してインパクトを及ぼすことが期待される。

3 本判決の射程

(1) 着眼点

本判決のポイントは、①復興基金が高度の公益目的を有する極めて公共性の強い、実質的には地方公共団体に準ずる法人であり、本件自立支援金制度も高度の公益目的を有するものである、そして、②そのような場合には、復興基金は私人として完全に自由を有していることは到底できず、公平・平等な取扱いをすることが要求される、というところにある。今判決で提示された見解はこれにつきるといってよい。

自立支援金制度に基づく自立支援金の支給は、復興基金の支援金受給者に対する贈与という性質を帯びている。具体的にいえば、贈与の申込みの勧誘（復興基金による広報）↓被災世帯による支給申請↓復興基金による承諾↓贈

与契約の成立という流れである。贈与というのは、本来は誰にしようとも自由である。にもかかわらず、裁判所は復興基金に対して財産を贈与する際には公平な取扱いを要請している。かつ、復興基金と支援金申請者との間に贈与契約が成立していないのにも関わらず、判決によって贈与契約の成立が擬制（いわば強制）されるというのも、一般私人間の贈与契約では考えられない。判旨1で行った控訴人の主張はその点を指摘するものであった。通常では、契約の自由の侵害にあたりと考えられ、この点においても、当判決は特殊性を帯びている。

果たして、本判決で提示された見解は、今回のケースに限って妥当しうる見解であるのか。そうではなく、他の場面においても応用可能な一般的な見解であるとすれば、一体、その他のどのようなケースでの応用が可能なのかを述べていきたい。そのためには、大阪高裁が提示した見解に該当する、贈与契約の自由を制限しうるような「高度の公益目的（＝公益性）を有する法人」とは、どのような法人を指すのかを明らかにする必要がある。その際、法人の設立形態と活動形態とに分けた方が考えやすいと思われる。⁹⁾

(2) 法人の設立形態については、①民間が独自の創意工

判例研究

夫のもとに設立する「民間主導型公益法人」と、②行政主導のもとに、または行政の業務を補完するために設立される「行政補完型公益法人」とに分類できる。⁽¹⁰⁾ 復興基金は、その設立・運用形態からして、純粋な民間法人ではなく、法形式上、私法上の法人であるにすぎない。ゆえに、復興基金は後者に該当する（行政の補完というよりも行政そのものであった）。このような法人形態は、民法の公益法人規定の立法者が想定していなかった法人形態であるとの指摘がある。⁽¹¹⁾

では、本判決の射程はどこまでなのか。考えられるパターンを列挙してみる。まず、射程距離の狭いパターンから取り上げる。

一番狭くとらえるのであれば、国・地方公共団体と同視できるような公益法人に限られる。次に、国・地方公共団体とのつながりが強い法人、すなわち、行政補完型の公益法人も含まれるというのであれば、具体的には「行政委託型法人等」が考えられる。⁽¹²⁾

さらに、本判決で言及されている公益法人が、行政補完型の公益法人に限られないというのであれば、社会福祉法人・学校法人・宗教法人等の公益法人も本判決の法理が適用される可能性もある。ここまできると、公益法人ではな

いが、特殊法人・認可法人あるいはNPO法人（特定非営利活動法人）といった非営利的中間組織の活動に関しても、本判決の射程に入りうる。⁽¹³⁾

逆に、公益法人であるから当然に公益性のある活動をしているというわけではなく、公益法人の中には親睦団体的あるいは業界団体的な法人もあり、これらの公益法人は公益性が低い。⁽¹⁴⁾ これらの法人は射程外にある。

このように考えられる射程範囲をあげてみたが、設立形態だけでは、公益法人が高度の公益性を有しているかどうかの判断は難しい。設立形態がどうであるかとともに、公益法人の活動形態がどれだけ公益性を有しているかが決めとなる。

(3) 法人の活動形態について

本判決の射程内にあると考えられる、高度な公益性を持った活動形態としては、公益サービスの分配が想定される。公益サービスの分配といっても、本判決の法理が適用されるには、以下のような要件を必要とするであろう。

すなわち、①公益サービスの分配対象が不特定多数に向けられたものであること、②公益サービスの分配基準が明確で、かつその基準に該当していれば当然給付がなされる（分配がなされる人数に制限がない）ものであること、で

ある。

これとは別に、公益サービスの分配につきあらかじめ定員が設けられ、分配対象の選択に關し専門技術的な要素が入り込む場合（例えば、福祉施設の入所、奨学金の支給）でも、選考の対象（選考の入り口）については、不合理に限定（例えば、先天的な要素に基づく限定）がなされないことが要請される。

本判決の有する意義をできうる限り生かしていこうという立場からすれば、本判決が、公益法人による公益サービスの分配が公平になされているか否かを総点検するきっかけとなればと考える。社会に存在する相当数にのぼる公益サービスの分配に埋もれている疑わしき差別を燻り出す効果を期待したい。¹⁵⁾

4 本判決の効力とその後の経過

自立支援金制度に基づく自立支援金の支給は、復興基金の受給者に対する贈与という性質を有するものであった。萩原さんのケースを解決するにあたっては、「贈与契約の擬制」という解釈テクニクを用いた。すなわち、贈与契約を「全部」無効にしてしまうと、萩原さんを救済することはできない。そのため、裁判所は贈与契約という法律行

為の「一部」無効を宣言し、それ以外の部分は有効とした上で、契約が成立したものと擬制する必要性があった。

本判決においては、「贈与契約の擬制」という解釈テクニクを用いたために、萩原さん個人については実効的救済がなされた。ただし、民事訴訟であったため判決の効力は復興基金と萩原さんとの法律関係にのみ生じることとなった。裁判レベルでは、自立支援金制度の要綱自体の是正という、萩原さん側の最終目標に達し得なかった。¹⁶⁾

本件は民事訴訟であったため、判決の効力が自立支援金制度の要綱自体に及ぶことはなかったが、少なくとも、被災者支援政策にインパクトをもたらす判決であったということは否定できない。というのも、復興基金が高裁判決後、徹底抗戦の構えを見せたものの、被災自治体の議会議員を動かすことができたからである。

すなわち、控訴棄却の判決を受けた復興基金側は、当初、控訴判決に対する不服の姿勢を理事会において示していたが、兵庫県議会議員ならびに神戸市議会議員から上告断念の申し入れもあり、上告を断念するに至った。復興基金は、大阪高裁の判決を受けて、これまでの対象世帯に加えて、震災日（平成七年一月一七日）において世帯主（主たる生計維持者）であった被災者を構成員に含む世帯も支給対象

に加えることになった（平成一四年一〇月一日より実施）。

（付記） なお、本判決は原稿提出時、判例集未掲載の判決であり、判決文の入手に際しては、中島絢子さんのご協力を頂いた。記してお礼申し上げます。

（1） 自立支援金は、本件要綱三条によれば、以下の要件をすべて満たす世帯に支給されることとなっていた。

- （1） 世帯主が被災していること、又は平成一〇年七月一日に要援護世帯である世帯の要援護者若しくは要援護者を援護する世帯主のいずれかが被災していること。
- （2） 住家が全壊（焼）の判定を受けた世帯、又は半壊（焼）の判定を受け当該住家を解体した世帯であること。

（3）（省略）世帯全員の総所得金額が一定額以下であることが条件とされている。）

（1）における「世帯主が被災している」とは、世帯構成認定の基準日である平成一〇年七月一日時点において、世帯主が被災しているという意味である。

（2） 阿部泰隆教授は、本判決の理論構成に対して一定の評価をしながらも、本来的には、行政訴訟で解決すべき案件であり、私法上の公序良俗違反ではなく、平等原則違反（違憲）とすべきであるとしている。阿部泰隆「基本科目

としての行政法・行政救済法の意義（四）」自治研究七七巻七号（二〇〇一年）一六頁以下。こうなると、神戸地裁においてなされた行政訴訟ならびに国賠訴訟についても、検討の必要性がある。

また、要綱による支援金支給の不合理性が争点となった今回の判決について、「このような争いは本来なるべくないほうがよい。条例化して、要件を充たす者には支給請求権を与えることとすべきであった。」としている。阿部泰隆『政策法学講座（仮題）』（良書普及会、近刊）参照。

その他、神戸地裁判決の評価については、伊賀興一「第五章自然災害被災者に対する公的支援法システムの課題——市民立法運動の経験から」『講座社会保障法第六巻』（法律文化社、二〇〇一年）一九六頁以下、山崎栄一「被災者支援の憲法政策——憲法政策論のための予備的作業——」六甲台論集法学政治学編四八巻一号（二〇〇一年）一二〇頁以下参照。

（3） 野中編『憲法I（第三版）』（有斐閣、二〇〇一年）二七五頁以下。本書によると、社会的身分については、A説が「出生によって決定され、自己の意思で変えられない社会的な地位」、B説が「社会において後天的に占める地位で一定の社会的評価を伴うもの」、C説は「広く社会においてある程度継続的に占めている地位」と見解は分かれている。世帯主は、先天的な要素ではないので、A説のもとでは採用されにくいがそれ以外の説では妥当しうる。

- (4) 本橋美智子「世帯主」の法的考察「女性労働一九巻（一九九四年）一二八頁以下参照。
- (5) 秋田一恵「法律上における世帯主の問題を考える―戸籍、住民基本台帳との関わりで―」婦人労働一四巻（一九八九年）二九頁以下参照。
- (6) 橋本佳子「三陽物産女性差別事件―「世帯主・転勤」を基準とする賃金差別制度を是正させて高裁で和解―」季刊労働者の権利二二二号（一九九五年）一六頁以下。
- (7) 「間接差別」は、まず雇用の場面において問題とされ、イギリスの一九七五年性差別禁止法では、間接差別とは次のように定められている。ある「要件または条件」が男女に同じように適用され、次のような場合に該当するとき、間接差別にあたりと規定している。すなわち、①それを充足しうる女性の割合が、それを充足しうる男性の割合よりも著しく小さく、②その適用されるべき者の性別に関係なく正当であることを立証しえず、③女性がそれを充足しないが故に、その女性に対し、不利益となる場合である。内藤忍「特集 イギリスにおける間接性差別 性差別禁止法で間接差別とされる「要件または条件」」労働法律旬報一四八九―九〇号（二〇〇〇年）五九頁。本文にある①から③はイギリスの性差別禁止法の基準に照らし合わせて記述したものである。
- その他、間接差別に関する諸外国の法理については、「判例研究座談会／男女差別賃金事件の軌跡と展望―三陽

物産事件（東京地裁平成六年六月一六日判決）を中心に」労働判例六六〇号（一九九五年）一九頁以下参照。

(8) 本件取扱要領第四によると、必要があるときは申請した世帯が要件を満たしているかどうかを被災市町が調査することになっていたが、被災者支援団体の話（『公的援助法』実現ネットワーク）によると、実際には世帯主が男性の場合はほとんどがフリーパスであったのに対し、世帯主が女性の場合に限って念入りに調査をしていたという。運用面においても、男女間差別が見られている実例である。

(9) ここでいう「公益法人」、あるいは活動の「公益性」については、以下のような見解があり、法人の設立形態ならびに活動形態を検討する際の参考とした。

「公益法人は、公益（社会全般の利益）、すなわち、不特定多数の者の利益を目的とするものである。」我妻栄『新訂 民法総則（民法講義Ⅰ）』（岩波書店、一九六五年）一三六頁。

「公益とは、社会全体の利益そのものではないが、社会全体に対して、その利益が公開されているということ、いかにえれば、受益対象が固定化されていないということの意味する。」公益法人実務研究会編『新版 公益法人の理論と実務』（公益法人協会、一九六七年）四二頁。

「公益法人は、全体社会の構成員に対して、公益サービスの生産・分配を目的とする団体である。」「この公益サービスは、受益者の側からすれば、一回限りの分配もあれば、

判例研究

継続的のものもあるであろうが、一般に公益法人の事業としては継続的・計画的に、また多量・多数に、生産・分配されるものである。」林寿二「公益法人の研究」(湘南堂書店、一九七二年) 一二ならびに二五頁。

「公益とは、ひらたくいえば、社会一般の利益ということであろう。社会における不特定、かつ、多数の人人の利益といつてよいかも知れない。個人的利益、特定グループのための利益という意味での「私益」の反対概念である。」林修三「公益法人研究入門」(公益法人協会、一九七六年) 四五頁。

(10) 雨宮孝子「公益法人の現状と課題」法学研究(慶應義塾大学)(一九八七年)二七三頁、同様のニュアンスとして、林修三教授は「純粹に民間によって設立された公益法人」と「役所の別働隊的法人」とに分類している。林修三・前掲注(9)六八頁以下。

(11) 林修三・前掲注(9)二三九頁以下。

(12) 「行政委託型法人等」とは、特定の法令等により、各官庁から制度的に事務・事業の委託・推薦等を受けている公益法人の総称である(なお、ここでいう「行政委託型法人等」には、国から補助金・委託費等の交付を受けている公益法人は含まれない)。総務省編『平成一三年度 公益法人白書』七一頁。

(13) NPO法人については、雨宮孝子「NPO法をめぐる現状と課題」都道府県展望五〇三巻(二〇〇〇年)四頁

以下、多賀谷一照「非営利組織の公法理論」千葉大学法学論集一五巻一号(二〇〇〇年)四一頁以下参照。

(14) 森泉章「公益法人制度の現状と課題」青山法学論集三九巻一号(一九九七年)四五頁以下。

(15) 今回の判例評釈においては、判例の影響のあり方を私法上の公益法人に向けていったが、仮に、本件訴訟が行政訴訟でかつ平等原則違反により違憲と判断されれば、視点は要綱行政全般に向けられていた。そうなると、本件訴訟には、要綱行政に潜んでいる差別を燻り出す効果が期待されたであろう。

(16) ここで振り返ってみなければならぬことは、なぜ、萩原さん側が行政訴訟を提起したのかである。萩原さん側は行政訴訟における判決の拘束力(行政事件訴訟法三三条)に期待した。というのも、要綱が平等原則違反により違憲無効ということになれば、取消判決の趣旨にしたがってあらためて措置をとるべき義務が課せられることとなり、実質的に自立支援金の要綱の是正が余儀なくされるからである。

ただし、結果的に見れば、民事訴訟で決着してよかつたのかも知れない。というのも、行政訴訟のまま最高裁まで行けば、神戸地裁における行政訴訟のように神戸市に被告適格なしとの判断が下され、差別の有無・合理性についての実質判断がなされないまま訴訟が却下されてしまう危険性を大いにはらんでいたからである。